

令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R8-③)

施策名		福島国際研究教育機構に係る施策の推進				担当部局名		福島国際研究教育機構室		作成責任者名		参事官 村上 仰志 参事官 鈴木 通仁		
施策の概要		福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、その活動を通じて我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構に係る取組を推進する。 ※本表中の測定指標1及び達成手段(1)については、令和7年度までの復興庁政策体系中、「原子力災害からの復興に係る施策の推進」として、施策の実施をしていたが、令和8年度から復興庁政策体系を改定し、新たな施策の柱として、「福島国際研究教育機構に係る施策の推進」を位置づけ、施策の実施を図ることとした。						政策体系上の位置付け		復興施策の推進				
達成すべき目標		福島国際研究教育機構で行う各分野の研究開発等の業務を着実に実施する。				目標設定の考え方・根拠		福島復興再生特別措置法第百十五条、福島国際研究教育機構が達成すべき研究開発等業務についての運営に関する目標(中期目標)(令和5年4月1日主務大臣指示)、福島国際研究教育機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)(令和5年4月7日認可)			政策評価実施予定時期		令和9年8月	
測定指標		基準値		目標		年度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
						年度ごとの実績値								
		基準年度		目標年度	6年度	7年度	8年度							
1	福島復興再生特別措置法第百十五条に基づく主務大臣による毎年度の業務の実績の評価について、標準評価(B評価)以上の評価を受けた項目の割合	100%	令和8年度	100%	令和12年度	100%	100%	100%	・測定指標の選定理由として、福島国際研究教育機構が行う業務については、業務の専門性等及び客観性・中立性・透明性等を確保するため、「福島復興再生特別措置法」(平成24年3月31日法律第25号)に基づき、外部の専門家等の意見を聴きつつ、毎年度の業務の実績の評価を実施することとされていることを踏まえて設定した。 ・目標値は、他の研究開発法人の目標値を参考に、各項目が全て中期計画における所期の目標を達成していると認められる状態(B評価)以上を目指すべく設定した。 ※ 令和7年度の業務実績評価は令和8年度中に公表予定。					
					100%	—	—							
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						令和8年 行政事業レビュー 予算事業ID	
		5年度	6年度	7年度	8年度									
(新)福島国際研究教育機構関連事業 (令和3年度)		35億円 (24億円)	55億円 (31億円)	78億円 (50億円)	186億円	1	福島の優位性を発揮できる5分野の研究開発に取り組むとともに、その研究開発成果の産業化の取組や、人材育成の取組等を推進するため、機構の体制整備や事務所等の運営管理等にかかる経費を補助し、機構の安定的な運営を図り、研究開発等の業務の基盤を構築する。 あわせて、機構の当初の施設整備のため、敷地造成・施設の設計、工事を実施する。						000656 006584 006586 006587 006590 006591 021846	
施策の予算額・執行額		35億円 (24億円)	55億円 (31億円)	78億円 (50億円)	186億円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日閣議決定) ・福島復興再生基本方針(令和7年12月16日閣議決定) ・「経済財政運営と改革の基本方針2026」「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する!～(「骨太方針2026」(令和8年7月21日閣議決定)第2章3(2) ・科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日閣議決定)第5章3(1) ・統合イノベーション戦略2026(令和8年7月14日閣議決定)						